

55 新規就農者育成総合対策

【令和4年度予算概算決定額 20,700（20,501）百万円】
（令和3年度補正予算額 2,900百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して**親元就農も含めて支援**するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備**、**新規就農者への技術サポート**、**職業としての農業の魅力の発信**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金**、**雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**等の取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

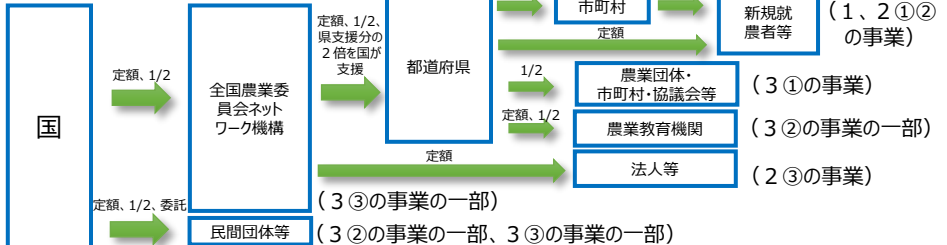
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和3年度補正予算）**新規就農者確保緊急対策**

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象）
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）
補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4）



2. 資金面の支援

① **経営開始資金**※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
×最長3年間
補助率：国10/10

② **就農準備資金**※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
×最長2年間
補助率：国10/10

③ **雇用就農資金**

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
支援額：最大60万円/年×最長4年間
補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① **サポート体制構築事業**※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導

② **農業教育高度化事業**

- ・農業大学校、農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

③ **農業人材確保推進事業**

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象
※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※5 支払方法は、月ごと等、選択制

【お問い合わせ先】経営局就農・女性課（03-3502-6469）